

輸出許可申請の「いろは」

第一輸出管理事務所 米満啓

1. 君知るや「いろは」の区分

こんなこと聞くと「当然だろ、失敬言うな」と切り返されそうですね。輸出管理屋なら大半が、それを許可申請手続きの際の仕向地区分と知っているでしょうから。みなさん下記 i ~iv はどうに御存知というわけです。

- i 「いろは」とは許可申請手続きにおける仕向国の地域区分である。「いろは」区分と申請項番の組合せで、申請窓口と提出書類パターンが決まる
- ii 出典は輸出令運用通達の別紙
- iii 提出書類通達の別表 3 も上記 ii と同等 (ii よりも見やすいので [<附録 1>](#) ではこちらを紹介します)
- iv 包括許可取扱要領別表 A・B のマトリックスにも採り入れられている

ではこんな悩みは感じたことはありませんか？

- v なんで区分の数がこんなに多いのだろう？ それに「は①」「は②」…という小分けは何なんだ？ (それに「①②」とは思わせぶりの表記ではありませんか？)
- vi 同じ国 (例 アイスランド) が「ろ」や「は①」「ほ」「と①」 etc. に重複分類ってどういうことなんだ？

【運用通達より】

国・地域	地域名											
	い地域①	い地域②	ろ地域	は地域①	は地域②	に地域①	に地域②	ほ地域	へ地域	と地域①	と地域②	ち地域
アイスランド			○	○				○		○	○	
アイルランド	○									○		
アゼルバイジャン			○		○	○			○	○	○	

- vii 提出書類通達の手続き案内 ([<附録 2>](#)) を見ても、同じような記述の繰り返しで頭に入らない

たとえば同じ「は地域②」向けで次の 2 つを分ち書きする意味は何？

輸出令別表第 1 の 3 の項 (1) に掲げる貨物であって、貨物等省令第 2 条 第 1 項 第二号イからハまで又は第三号ヘからタまでのいずれかに該当する貨物	D3 書類を本省に
輸出令別表第 1 の 3 の項 (1) に掲げる貨物であって、貨物等省令第 2 条 第 1 項 第二号ニからトまで又は第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物	D3 書類を本省に

- viii 運用通達には「と②」があるのに包括許可取扱要領 (下記) からは削られている

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和 62 年 11 月 6 日付 62 貿局第 332 号・輸出注意事項 62 第 11 号) 別表第 1 の別紙の注抜粋)

国・地域名	仕向地及び提供地										
	い地域①	い地域②	ろ地域	は地域①	は地域②	に地域②	ほ地域	へ地域	と地域②	ち地域	
アイスランド			○	○			○		○		
アイルランド	○										
アゼルバイジャン			○		○			○	○		

という次第で、少なくとも私にはよくわからないシロモノだったのです。

これから一歩ずつ、理解を深めていこうと思います。

## 2. まず大枠をとらえよう

なぜ1つの国（たとえばアイスランド）が複数の地域区分に分類されるのか？ それは申請項番に応じて「2項なら『ろ』」「3項なら『は①』」という具合に、分類の仕方が異なるからです。区分の数が（「い①」から「ち」まで）12個もあるのも、それが理由です。

従ってまずは項番に応じた区分パターンの大枠を押さえておく必要があります。

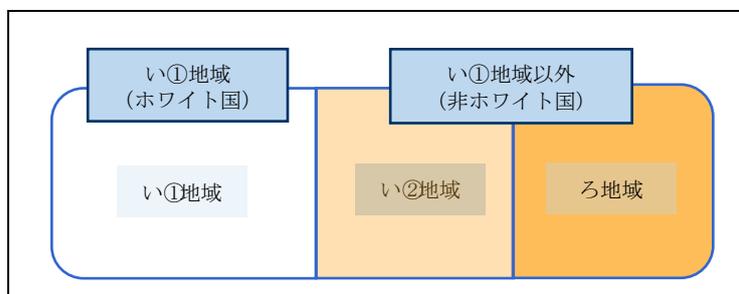
申請項番	対応する地域区分名											
	い①	い②	ろ	は①	は②	に①	に②	ほ	へ	と①	と②	ち
2項 (NSG 関連の規制)	○	○	○									
3項・3の2項 (AG 関連の規制)	○			○	○	○	○					
4項 (MTCR 関連の規制)	○							○	○			
5～15項 (WA 関連の規制)	○									○	○	○

次節から、上表の項番分類に沿って説明します。

## 3. NSG 関連の規制 (2項) と地域区分

申請項番	対応する地域区分名											
	い①	い②	ろ	は①	は②	に①	に②	ほ	へ	と①	と②	ち
2項 (NSG 関連の規制)	○	○	○									

表にもあるように、2項の申請時に登場するのは「い①」・「い②」・「ろ」の3区分。



この3地域を「安心度」で順序付けすると

「い①」 > 「い②」 > 「ろ」

逆に「ややこしさ」でいえば

「い①」 < 「い②」 < 「ろ」

となります。

では「安心度」の背景は何か？ 次のように理解するとよいでしょう。

地域区分	一口解説
い①	ホワイト国
い②	非ホワイト国だが NSG に加入しており、かつ比較的安全な印象の 14 か国 4 大国際輸出管理レジーム全加入のウクライナ・トルコ 核兵器開発放棄を宣言したブラジル・南ア 旧ソ連では、カザフ・ベラルーシ・バルト三国 東欧では、スロバキア・スロベニア・ルーマニア 地中海のキプロス・マルタ
ろ	上記以外 (※ NSG 加入国でも次の 6 か国は「ろ」に分類 中国・ロシア クロアチア・セルビア…旧ユーゴ内戦の当事者 アイスランド・メキシコ)

概ね国際レジームへの加入状況がベースになっているものの、それだけでは割り切れない、複雑な国際関係を反映しているように思えます。

次に具体的にどんな違いがあるのか？ 申請項番に沿って整理したのが次の表です。

輸出令		い①	い②	ろ	備考
2項(1)~(2)		B1・本省	B1・本省	C・本省	※1
2項(3)	但し少量の試薬・標準物質	A・局	B1・局	C・本省	※2
	上記以外	B1・本省	B1・本省	C・本省	
2項(4)	但し省令1条四号イ	B1・本省	B1・本省	C・本省	※1
	但し省令1条四号ロ	A・局	B1・局	C・本省	
2項(5)		B1・本省	B1・本省	C・本省	※1
2項(6)	但しLi同位元素分離装置	A・局	B1・局	C・本省	※3
	但し核燃料物質成型加工装置	B1・本省	B1・本省	C・本省	※1
2項(7)		B1・本省	B1・本省	C・本省	※1
2項(8)	但し省令1条八号イ	B1・本省	B1・本省	C・本省	※1
	但し省令1条八号ロ	A・局	B1・局	C・本省	※2
2項(9)		A・局	B1・局	C・本省	※3 ※4
2項(10)	但し省令1条十号イ	B1・本省	B1・本省	C・本省	※1
	但し省令1条十号ロ	A・局	B1・局	C・本省	※3
2項(10の2)		B1・本省	B1・本省	C・本省	※1
2項(11)~(52)		A・局	B1・局	C・本省	※3 ※4

2018.9.3 訂正

- ※1 NSGのPart1に由来する規制（原子力専用設計品の規制ゆえ厳しい）
- ※2 NSGのPart1由来の規制だが、少量の試薬・標準物質に限り、規制が緩和されている。
- ※3 NSGのPart2に由来する規制（原子力関連機能ありとはいえ汎用品の規制ゆえやや緩やか）
- ※4 2項に加えて「告示貨物 or14 項 or15 項にも該当する」ケースが通達では述べられているが、そのような「2項+αの同時該当」の品目は存在しない。（論理的にありえない） よって上表には取り上げず。詳しくは拙稿「輸出令関係通達における幽霊屋敷」([www.1st-xcont.com/HauntedHouse\\_Problem.pdf](http://www.1st-xcont.com/HauntedHouse_Problem.pdf)) 参照。
- ※5 NSGのPart1に由来するものだが下記事情により扱いが緩和されている。  
NSG 条文は対象を”for use in a nuclear reactor”（1条四号イに対応）と記述。1条四号ロ規制は Explanatory Note に基づき政府裁量で対象を「原子炉用に用いることができるもの」に拡大した結果誕生した（これが「事情」）

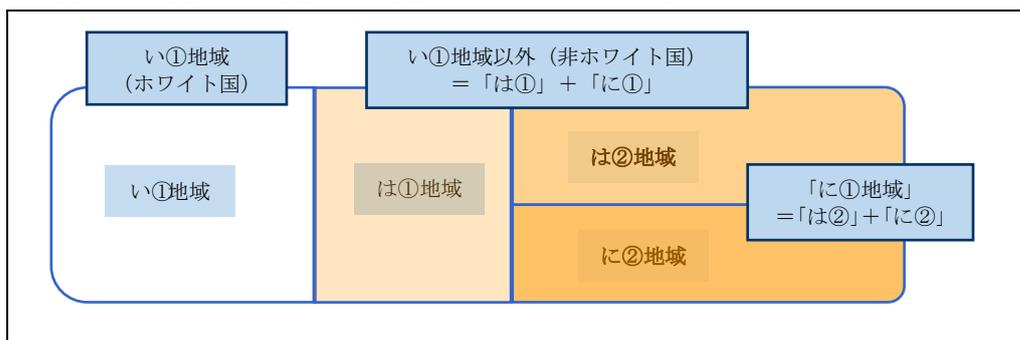
上表で「局」とは申請窓口が各地の経済産業局であることを表します。「局」扱いでは提出書類の要求が本省扱いに比べやや緩やかです。（例えば最終需要者の事業内容資料や誓約書が要求されない）

また「A、B1、C」は提出書類のパターンを表しますが、要求内容の濃さは「A<B1<C」の順です。

#### 4. AG 関連の規制 (3 項・3 の 2 項) と地域区分

申請項番	対応する地域区分名											
	い ①	い ②	ろ	は ①	は ②	に ①	に ②	ほ	へ	と ①	と ②	ち
3 項・3 の 2 項 (AG 関連の規制)	○			○	○	○	○					

表にもあるように、3 項・3 の 2 項の申請時に登場するのは、「い①」に「は①」・「は②」・「に①」・「に②」を加えた計 5 区分。



「安心度」の順に並べると

「い①」 > 「は①」 > 「は②」 > 「に①」 > 「に②」

「ややこしさ」なら

「い①」 < 「は①」 < 「は②」 < 「に①」 < 「に②」

上図で「は②」と「に②」の位置関係について微妙な描き方をした理由は、3 項・3 の 2 項のうち、3 項(1)…但し貨物等省令 2 条 1 項二号・三号の仕様該当品…とそれ以外では、下表の通り区分パターンが異なるからです。

パターン	内容
基本パターン (3 項(1)／貨物等省令 2 条 1 項二号・三号以外の品目)	「い①」(優遇)・「は①」(やや優遇)・「に①」(厳格)の 3 分類
厳格パターン (3 項(1)／貨物等省令 2 条 1 項二号・三号)	上記から「に①」を「は②」(普通の厳格)・「に②」(超厳格)に分割。つまり分類は「い①」・「は①」・「は②」・「に②」の 4 段階

では具体的に、取り扱いはどう変わるのか。

輸出令	省令項番	い①	は①	は②	に①	に②
3 項(1)	2 条 1 項一 号	A・局	B1・局		D1・本省	
	2 条 1 項二 号イ～ハ	A・局	B1・局	D3・本省		×(不許可)
	ニ～ト	A・局	B1・局	D3・本省		D4・本省
	2 条 1 項三 号イ～ホ	B1・本省	B1・本省	D2・本省		×(不許可)
	へ～タ	A・局	B1・局	D3・本省		×(不許可)
	レ～ヤ	A・局	B1・局	D3・本省		D4・本省
3 項(2)	2 条 2 項	A・局	B1・局		D5・本省	
3 の 2 項(1)	2 条の 2 第 1 項	A・局	B1・局		D6・本省	
3 の 2 項(2)	2 条の 2 第 2 項	A・局	B1・局		D5・本省	

次に、各区分にどんな国が含まれているか見てみましょう。

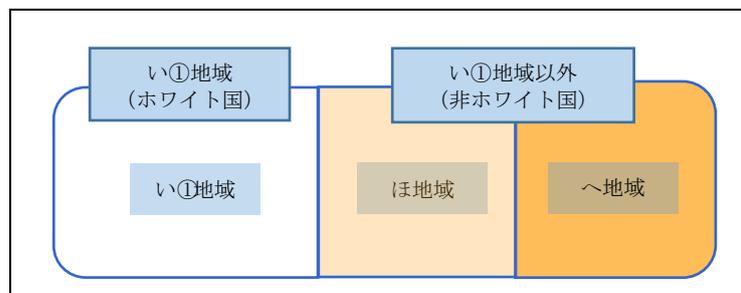
地域区分	一口解説
い①	ホワイト国
は①	非ホワイト国だが AG に加入しており、かつ比較的安全な印象の 9 か国 4 大国際レジーム全加入のトルコ (※ ウクライナは漏れた) 旧ソ連では、バルト三国 (※ カザフ・ベラルーシは AG 未加入) 東欧では、スロバキア・スロベニア・ルーマニア 地中海のキプロス・マルタ
に①	上記以外
は②	「に①」のうち、「に②」以外の諸国
に②	「に①」のうち、次の 11 か国 アンゴラ・イスラエル・エジプト・カンボジア・コソボ・シリア・ <del>セントルシア</del> ソマリア・台湾・南スーダン・ミャンマー・北朝鮮

2018.9.14 訂正

### 5. MTCR 関連の規制 (4 項) と地域区分

申請項番	対応する地域区分名											
	い①	い②	ろ	は①	は②	に①	に②	ほ	へ	と①	と②	ち
4 項 (MTCR 関連の規制)	○							○	○			

表にもあるように、4 項の申請時に登場するのは、「い①」に「ほ」・「へ」を加えた計 3 区分。



この 3 地域を「安心度」で順序付けすると

「い①」 > 「ほ」 > 「へ」

逆に「ややこしさ」でいえば

「い①」 < 「ほ」 < 「へ」

となります。

では具体的な取扱いの違いはどうか。

輸出令		い①	ほ	へ	備考
4 項(1)~(2)		B1・本省	B1・本省	C・本省	
4 項(3)~(21)		A・局	B1・局	C・本省	※1
4 項(22)	但し省令 7 条三号ハ非該当	A・局	B1・局	C・本省	
	但し省令 7 条三号ハ該当	A・局	F・本省	F・本省	※1
4 項(23)~(26)		A・局	B1・局	C・本省	※1

※1 4 項に加えて「告示貨物 or14 項 or15 項にも該当する」ケースが通達では述べられているが、そのような「4 項 + α の同時該当」の品目は存在しない。(論理的にありえない) よって上表には取り上げず。(2 項の場合と同様)

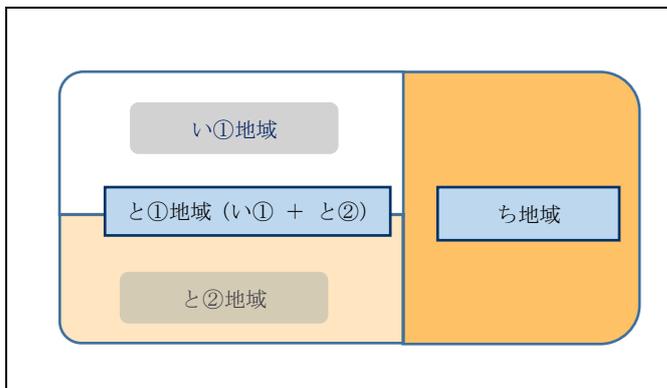
次に、各区分にどんな国が含まれているか見てみましょう。

地域区分	一口解説
い①	ホワイト国
ほ	非ホワイト国だが MTCR に加入しており、かつ比較的安全な印象の 5 か国 4 大国際レジーム全加入のトルコ・ウクライナ アイスランド・ブラジル・南ア
へ	上記以外 ※ MTCR 加入国中、ロシアだけが「へ」に分類されている

6. WA 関連の規制 (5 項～15 項) と地域区分

申請項番	対応する地域区分名											
	い ①	い ②	ろ	は ①	は ②	に ①	に ②	ほ	へ	と ①	と ②	ち
5～15 項 (WA 関連の規制)	○									○	○	○

表にもあるように、5～15 項の申請時に登場するのは、「い①」「と①」・「と②」・「ち」の計 4 区分。



この 4 地域を「安心度」で順序付けすると  
 「い①」 > 「と①」 ≒ 「と②」 > 「ち」  
 逆に「ややこしさ」でいえば  
 「い①」 < 「と①」 ≒ 「と②」 < 「ち」  
 となります。

上図で「い①」と「と②」の位置関係について微妙な描き方をした理由を記します。  
 WA 関連項番のうち、普通の規制品目については下表の「基本パターン」で扱われますが、  
 ちょっと特殊な SL (Sensitive List) ・ VSL (Very Sensitive List) ・ ML (Munition List) の  
 品目と APP 規制該当のコンピュータは「厳格パターン」に従います。地域区分との関係でい  
 えば、「基本パターン」は「と①」・「ち」の 2 つ、「厳格パターン」は「い①」・「と②」・「ち」  
 の 3 つにより手続きが変わるといいうわけです。

パターン	内容
基本パターン (SL ・ VSL ・ ML ・ APP 規制コンピュータ以外。すなわち告示貨物 14 項 ・ 15 項 ・ 省令 7 条三号ハ / ホ 以外の品目)	「と①」(優遇) ・ 「ち」(厳格) の 2 分類
厳格パターン (SL ・ VSL ・ ML ・ APP 規制コンピュータ。すなわち告示貨物 14 項 ・ 15 項 ・ 省令 7 条三号ハ / ホ 品目)	上記から「と①」を 「い①」(優遇) ・ 「と②」(普通) に分割。 つまり分類は 「い①」(優遇) ・ 「と②」(普通) ・ 「ち」(厳格) の 3 段階

申請項番別の取扱いは下表の通り

輸出令		い①	と①	と②	ち	備考
5 項～7 項	但し非告示貨物		A・局		C・本省	
	但し告示貨物	A・局		B2・本省	C・本省	
8 項	但し告示貨物・省令 7 条三号ハ／ホのいずれも該当せず		A・局		C・本省	
	但し告示貨物	A・局		B2・本省	C・本省	
	省令 7 条三号ハ／ホ該当	A・局		F・本省	A・本省	※ 1
9～13 項	但し非告示貨物		A・局		C・本省	
	但し告示貨物	A・局		B2・本省	C・本省	
14 項		A・局		B2・本省	C・本省	
15 項		A・局		C・本省	C・本省	

※ 1 「ち地域」向けの APP 規制コンピュータ（省令 7 条三号ハ／ホ）の書類セットが A パターンというのは意外でした。A パターンでは、需要者名を「申請理由書」を記入することが要求されています（運用通達の別表第 3 1-3-3）。しかし F パターンにあるような、需要者の事業内容資料や誓約書、使用環境資料などまでの要求はありません。「と②地域」よりキワドイ印象の「ち地域」なのに不思議なものと感じました。

提出書類 A

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
①	輸出許可申請書	2 通	運用通達 別表第 3
②	申請理由書	1 通	運用通達 別表第 3
③	契約書等及びその写し	各 1 通	別記 1 (イ)

前々頁の 4 項(22)／省令 7 条三号ハ該当パターンの記述から類推すると、元々は「F・本省」であったものが誤植に遭ったのかもしれませんが。

次に、各区分にどんな国が含まれているか見てみましょう。

地域区分	一口解説
い①	ホワイト国
と①	「い①」と「と②」を併せたもの
と②	非ホワイト国だが特段のワケアリ（「ち」）に当たらぬ地域
ち	ワケアリの 11 か国すなわち 輸出令別表第 4 の 3 か国と、 同別表第 3 の 2 の 8 か国（イラク・北朝鮮は別表第 4 と重複するので数に入れず） イラン・イラク・北朝鮮 アフガン・中央アフリカ・旧ザイール＝コンゴ民主共和国・ エリトリア・レバノン・リビア・ソマリア・スーダン

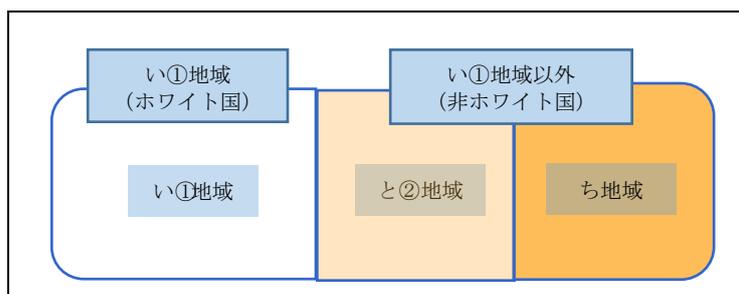
## 7. なぜ包括許可取扱要領には「と①」が登場しないのか

第1節のviiiで挙げた疑問についての答えです。

前節でWA「と①」とは「い①」+「と②」であることを示しました。

ということは、項番別の取扱いは下表のようにも表現できることを意味します。

輸出令		い①	と①	と②	ち
5項～7項	但し非告示貨物	A・局	<del>A・局</del>	A・局	C・本省
	但し告示貨物	A・局		B2・本省	C・本省
8項	但し告示貨物・省令7条三号ハ/ホのいずれも該当せず	A・局	<del>A・局</del>	A・局	C・本省
	但し告示貨物	A・局		B2・本省	C・本省
	省令7条三号ハ/ホ該当	A・局		F・本省	A・本省
9～13項	但し非告示貨物	A・局	<del>A・局</del>	A・局	C・本省
	但し告示貨物	A・局		B2・本省	C・本省
14項		A・局		B2・本省	C・本省
15項		A・局		C・本省	C・本省



この3地域を「安心度」で順序付けすると

「い①」 > 「と②」 > 「ち」  
 逆に「ややこしさ」でいえば  
 「い①」 < 「と②」 < 「ち」  
 となります。

つまり「と①」という概念を使わなくても最初から問題なかったわけです。

あとは好みの問題ですが、私なら「と①」を使わない（代わりに「い①」を使う）方が

- ・変数（地域区分の数）を減らせる
- ・区分間の関係もよりシンプルになる
- ・包括許可取扱要領との整合性も見えやすくなる

という理由からこのまじいと感じます。

## 8. 書き終えて一言

私個人としては、頭の中が整理でき有意義な作業でした。しかし本稿の知見、実用的には知らなくても別に困るものではありません。通達の指示に従って、余計なことを考えず黙々と（つまり「粛々と」）手を動かしていけば手続自体は進められるのですから。

問題はあなたが、「マシン語の命令を黙々と実行する手続屋」の地位に甘んずることができるかだと思います。（「できる」人も結構いるらしいですけどね）世間では「ただの手続屋はそのうちAIに駆逐される」ともいいますが、それとは別の話。「スッキリ理解できていない状態を不満に思うかどうか」という心の持ち方、職業人としての心意気の問題だと思います。

<附録 1 > 提出書類通達の別表 3 (地域区分表)

地域名 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域
アイスランド			○	○				○		○	○	
アイルランド	○									○		
アゼルバイジャン			○		○	○			○	○	○	
アフガニスタン			○		○	○			○			○
アメリカ合衆国	○									○		
アラブ首長国連邦			○		○	○			○	○	○	
アルジェリア			○		○	○			○	○	○	
アルゼンチン	○									○		
アルバニア			○		○	○			○	○	○	
アルメニア			○		○	○			○	○	○	
アンゴラ			○			○	○		○	○	○	
アンティグア・バー ブーダ			○		○	○			○	○	○	
アンドラ			○		○	○			○	○	○	
イエメン			○		○	○			○	○	○	
イスラエル			○			○	○		○	○	○	
イタリア	○									○		
イラク			○		○	○			○			○
イラン			○		○	○			○			○
インド			○		○	○			○	○	○	
インドネシア			○		○	○			○	○	○	
ウガンダ			○		○	○			○	○	○	
ウクライナ		○			○	○		○		○	○	
ウズベキスタン			○		○	○			○	○	○	
ウルグアイ			○		○	○			○	○	○	
英国	○									○		
エクアドル			○		○	○			○	○	○	
エジプト			○			○	○		○	○	○	
エストニア		○		○					○	○	○	
エチオピア			○		○	○			○	○	○	
エリトリア			○		○	○			○			○
エルサルバドル			○		○	○			○	○	○	
オーストラリア	○									○		
オーストリア	○									○		
オマーン			○		○	○			○	○	○	
オランダ	○									○		
ガーナ			○		○	○			○	○	○	
カーボヴェルデ			○		○	○			○	○	○	
ガイアナ			○		○	○			○	○	○	

地域名 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域
カザフスタン		○			○	○			○	○	○	
カタール			○		○	○			○	○	○	
カナダ	○									○		
ガボン			○		○	○			○	○	○	
カメルーン			○		○	○			○	○	○	
ガンビア			○		○	○			○	○	○	
カンボジア			○		○	○			○	○	○	
北朝鮮			○			○	○		○			○
ギニア			○		○	○			○	○	○	
ギニアビサウ			○		○	○			○	○	○	
キプロス		○		○					○	○	○	
キューバ			○		○	○			○	○	○	
ギリシャ	○									○		
キリバス			○		○	○			○	○	○	
キルギス			○		○	○			○	○	○	
グアテマラ			○		○	○			○	○	○	
クウェート			○		○	○			○	○	○	
クック諸島			○		○	○			○	○	○	
グレナダ			○		○	○			○	○	○	
クロアチア			○		○	○			○	○	○	
ケニア			○		○	○			○	○	○	
コートジボワール			○		○	○			○	○	○	
コスタリカ			○		○	○			○	○	○	
コソボ			○			○	○		○	○	○	
コモロ			○		○	○			○	○	○	
コロンビア			○		○	○			○	○	○	
コンゴ共和国			○		○	○			○	○	○	
コンゴ民主共和国			○		○	○			○			○
サウジアラビア			○		○	○			○	○	○	
サモア			○		○	○			○	○	○	
サントメ・プリンシペ			○		○	○			○	○	○	
ザンビア			○		○	○			○	○	○	
サンマリノ			○		○	○			○	○	○	
シエラレオネ			○		○	○			○	○	○	
ジブチ			○		○	○			○	○	○	
ジャマイカ			○		○	○			○	○	○	
ジョージア			○		○	○			○	○	○	
シリア			○			○	○		○	○	○	
シンガポール			○		○	○			○	○	○	
ジンバブエ			○		○	○			○	○	○	

国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域
スイス	○									○		
スウェーデン	○									○		
スーダン			○		○	○			○			○
スペイン	○									○		
スリナム			○		○	○			○	○	○	
スリランカ			○		○	○			○	○	○	
スロバキア		○		○					○	○	○	
スロベニア		○		○					○	○	○	
スワジランド			○		○	○			○	○	○	
セーシェル			○		○	○			○	○	○	
赤道ギニア			○		○	○			○	○	○	
セネガル			○		○	○			○	○	○	
セルビア			○		○	○			○	○	○	
セントクリストファー・ネーヴィス			○		○	○			○	○	○	
セントビンセントおよびグレナディーン諸島			○		○	○			○	○	○	
セントルシア			○		○	○			○	○	○	
ソマリア			○			○	○		○			○
ソロモン諸島			○		○	○			○	○	○	
タイ			○		○	○			○	○	○	
大韓民国	○									○		
台湾			○			○	○		○	○	○	
タジキスタン			○		○	○			○	○	○	
タンザニア			○		○	○			○	○	○	
チェコ	○									○		
チャド			○		○	○			○	○	○	
中央アフリカ			○		○	○			○			○
中華人民共和国			○		○	○			○	○	○	
チュニジア			○		○	○			○	○	○	
チリ			○		○	○			○	○	○	
ツバル			○		○	○			○	○	○	
デンマーク	○									○		
ドイツ	○									○		
トーゴ			○		○	○			○	○	○	
ドミニカ			○		○	○			○	○	○	
ドミニカ共和国			○		○	○			○	○	○	
トリニダード・トバゴ			○		○	○			○	○	○	
トルクメニスタン			○		○	○			○	○	○	

地域名 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域
トルコ		○		○				○		○	○	
トンガ			○		○	○			○	○	○	
ナイジェリア			○		○	○			○	○	○	
ナウル			○		○	○			○	○	○	
ナミビア			○		○	○			○	○	○	
ニウエ			○		○	○			○	○	○	
ニカラグア			○		○	○			○	○	○	
ニジェール			○		○	○			○	○	○	
ニュージーランド	○									○		
ネパール			○		○	○			○	○	○	
ノルウェー	○									○		
バーレーン			○		○	○			○	○	○	
ハイチ			○		○	○			○	○	○	
パキスタン			○		○	○			○	○	○	
バチカン			○		○	○			○	○	○	
パナマ			○		○	○			○	○	○	
バヌアツ			○		○	○			○	○	○	
バハマ			○		○	○			○	○	○	
バプアニューギニア			○		○	○			○	○	○	
パラオ			○		○	○			○	○	○	
パラグアイ			○		○	○			○	○	○	
バルバドス			○		○	○			○	○	○	
ハンガリー	○									○		
バングラデシュ			○		○	○			○	○	○	
東ティモール			○		○	○			○	○	○	
フィジー			○		○	○			○	○	○	
フィリピン			○		○	○			○	○	○	
フィンランド	○									○		
ブータン			○		○	○			○	○	○	
ブラジル		○			○	○		○		○	○	
フランス	○									○		
ブルガリア	○									○		
ブルキナファソ			○		○	○			○	○	○	
ブルネイ			○		○	○			○	○	○	
ブルンジ			○		○	○			○	○	○	
ベトナム			○		○	○			○	○	○	
ベナン			○		○	○			○	○	○	
ベネズエラ			○		○	○			○	○	○	
ベラルーシ		○			○	○			○	○	○	
ベリーズ			○		○	○			○	○	○	
ペルー			○		○	○			○	○	○	

地域名 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	ち地 域
ベルギー	○									○		
ポーランド	○									○		
ボスニア・ヘルツェ ゴビナ			○		○	○			○	○	○	
ボツワナ			○		○	○			○	○	○	
ボリビア			○		○	○			○	○	○	
ポルトガル	○									○		
香港			○		○	○			○	○	○	
ホンジュラス			○		○	○			○	○	○	
マーシャル諸島			○		○	○			○	○	○	
マカオ			○		○	○			○	○	○	
マケドニア旧ユーゴ スラビア共和国			○		○	○			○	○	○	
マダガスカル			○		○	○			○	○	○	
マラウイ			○		○	○			○	○	○	
マリ			○		○	○			○	○	○	
マルタ		○		○					○	○	○	
マレーシア			○		○	○			○	○	○	
ミクロネシア			○		○	○			○	○	○	
南アフリカ共和国		○			○	○		○		○	○	
南スーダン			○			○	○		○	○	○	
ミャンマー			○			○	○		○	○	○	
メキシコ			○		○	○			○	○	○	
モーリシャス			○		○	○			○	○	○	
モーリタニア			○		○	○			○	○	○	
モザンビーク			○		○	○			○	○	○	
モナコ			○		○	○			○	○	○	
モルディブ			○		○	○			○	○	○	
モルドバ			○		○	○			○	○	○	
モロッコ			○		○	○			○	○	○	
モンゴル			○		○	○			○	○	○	
モンテネグロ			○		○	○			○	○	○	
ヨルダン			○		○	○			○	○	○	
ラオス			○		○	○			○	○	○	
ラトビア		○		○					○	○	○	
リトアニア		○		○					○	○	○	
リビア			○		○	○			○			○
リヒテンシュタイン			○		○	○			○	○	○	
リベリア			○		○	○			○	○	○	
ルーマニア		○		○					○	○	○	
ルクセンブルク	○									○		
ルワンダ			○		○	○			○	○	○	
レソト			○		○	○			○	○	○	
レバノン			○		○	○			○			○
ロシア			○		○	○			○	○	○	
その他の地域			○			○	○		○	○	○	

## &lt; 附録 2 &gt; 提出書類通達の別表 1 (貨物、仕向地及び提出書類)

別表 1 貨物、仕向地及び提出書類

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
輸出令別表第 1 の 1 の項 (1) に掲げる貨物であって、 (イ) 空気銃、散弾銃、ライフル銃又は火縄式銃砲であって、スポーツ用又は狩猟用のもの (ロ) 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃 (ハ) (イ) に掲げるものに用いる銃砲弾 (ニ) (イ) 及び (ロ) に掲げるものの附属品 (暗視機能を有する装置を除く。) (ホ) (イ) から (ニ) までに掲げるものの部分品 輸出令別表第 1 の 1 の項 (2) に掲げる貨物であって、産業用の発破器 輸出令別表第 1 の 1 の項 (3) に掲げる貨物のうち、産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品	全地域	E 2	経済産業局
輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物 (上記以外の貨物)	全地域	E 1	本省
輸出令別表第 1 の 2 の項 (3)、(4)、(6)、(8) 又は (10) に掲げる貨物として貨物等省令第 1 条第三号 (試薬又は標準物質として使用されるものうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が 1 キログラム未満のものに限る。)、第四号ロ、第六号 (リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物	い地域①	A	経済産業局
輸出令別表第 1 の 2 の項 (3)、(4)、(6)、(8) 又は (10) に掲げる貨物として貨物等省令第 1 条第三号 (試薬又は標準物質として使用されるものうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が 1 キログラム未満のものに限る。)、第四号ロ、第六号 (リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物	い地域②	B 1	経済産業局
輸出令別表第 1 の 2 の項 (1) から (8) まで、(10) 又は (10 の 2) に掲げる貨物 (上記に掲げる貨物を除く。)	「い地域①」及び「い地域②」	B 1	本省
輸出令別表第 1 の 2 の項 (1) から (8) まで、(10) 又は (10 の 2) に掲げる貨物	ろ地域	C	本省
輸出令別表第 1 の 2 の項 (9) 又は (11) から (52) までに掲げる貨物	い地域①	A	経済産業局
輸出令別表第 1 の 2 の項 (9) 又は (11) から (52) までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第 1 の 14 の項の中欄に掲げる貨物	い地域②	B 2	本省
輸出令別表第 1 の 2 の項 (9) 又は (11) から (52) までに掲げる貨物のうち、輸出令別表第 1 の 15 の項の中欄に掲げる貨物	い地域②	C	本省
輸出令別表第 1 の 2 の項 (9) 又は (11) から (52) までに掲げる貨物 (告示で定める貨物及び輸出令別表第 1 の 14 又は 15 の項の中欄に掲げる貨物を除く。)	い地域②	B 1	経済産業局
輸出令別表第 1 の 2 の項 (9) 又は (11) から (52) までに掲げる貨物	ろ地域	C	本省
輸出令別表第 1 の 3 の項 (1) に掲げる貨物であって、貨物等省令第 2 条第 1 項第一号に該当する貨物	い地域①	A	経済産業局

輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物	は地域①	B 1	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物	に地域①	D 1	本省
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物	「い地域①」及び「は地域①」	B 1	本省
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物	は地域②	D 2	本省
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからヤまでのいずれかに該当する貨物	い地域①	A	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからヤまでのいずれかに該当する貨物	は地域①	B 1	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで又は第三号へからタまでのいずれかに該当する貨物	は地域②	D 3	本省
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号ニからトまで又は第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物	は地域②	D 3	本省
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号ニからトまで又は第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物	に地域②	D 4	本省
輸出令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物	い地域①	A	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物	は地域①	B 1	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物	に地域①	D 5	本省
輸出令別表第1の3の2の項の中欄に掲げる貨物	い地域①	A	経済産業局
輸出令別表第1の3の2の項の中欄に掲げる貨物	は地域①	B 1	経済産業局
輸出令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物	に地域①	D 6	本省
輸出令別表第1の3の2の項(2)に掲げる貨物	に地域①	D 5	本省
輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)又は(2)に掲げる貨物	「い地域①」及び「は地域①」	B 1	本省
輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)又は(2)に掲げる貨物	へ地域	C	本省
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物	い地域①	A	経済産業局
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物(ただし、告示で定める貨物、輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物及び輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物のうち貨物等省令第7条第三号ハに該当するものを除く。)	は地域	B 1	経済産業局

輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物	ほ地域	C	本省
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物(ただし、輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ハに該当するものを除く。)	へ地域	C	本省
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ハに該当するもの	「ほ地域」及び「へ地域」	F	本省
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(ただし、告示で定める貨物及び輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ハ又はホのいずれかに該当するものを除く。)	と地域①	A	経済産業局(※1)
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(ただし、告示で定める貨物及び輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ハ又はホのいずれかに該当するものを除く。)	ち地域	C	本省
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、告示で定める貨物	い地域①	A	経済産業局
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、告示で定める貨物	と地域②	B2	本省
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、告示で定める貨物	ち地域	C	本省
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ハ又はホに該当する貨物	い地域①	A	経済産業局
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ハ又はホに該当する貨物	と地域②	F	本省
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ハ又はホに該当する貨物	ち地域	A	本省
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	い地域①	A	経済産業局
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	と地域②	B2	本省
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	ち地域	C	本省
輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物	い地域①	A	経済産業局
輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物	と地域②	C	本省
輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物	ち地域	C	本省